

「千葉市暴力団排除条例の一部改正（案）」に関するパブリックコメント手続を実施します。

千葉市では、市民の平穏な生活および事業活動の健全な発展に寄与することを目的として、平成24年に「千葉市暴力団排除条例」を施行し、暴力団排除の推進を図ってきました。

暴力団の排除を更に推進するため、暴力団排除特別強化地域で規制の対象となる営業の範囲を拡大するとともに、特定営業を営む者が自首した場合は刑の減軽又は免除ができるようにする条例の改正案を作成しました。

この案について、皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

【案の公表場所】

- ・市ホームページ：https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/public_comment.html
- ・市内施設での閲覧および配布：地域安全課（市役所高層棟8階）、行政資料室（市役所低層棟2階）、各区役所総務課、市図書館。

【意見の募集方法】

- ・募集期間：令和5年7月10日（月）～令和5年8月9日（水） ※郵送の場合は当日消印有効
- ・募集方法

「千葉市暴力団排除条例の一部改正（案）に対する意見」と書き、住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

- ・提出先
 - 1 郵送：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所地域安全課
 - 2 FAX：043-245-5155
 - 3 電子メール：chiikianzen.CIC@city.chiba.lg.jp
 - 4 持参：地域安全課（市役所8階）、各区役所の総務課

【市の考え方の公表】

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、令和5年9月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

お問い合わせ先

千葉市市民局市民自治推進部地域安全課

電話番号043-245-5264